（試験科目の免除）

第三十七条　［略］

一　学校教育法若しくは旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、学校教育法による高等専門学校又は経済産業大臣がこれらと同程度以上と認めて指定した学校において航空工学を専修して卒業した者にあつては、全ての国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

［削る］

二　［略］

三　第一号に規定する学校において機械工学又は精密工学を専修した者にあつては、統合表示装置以外の国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

四・五　［略］

（受験手続）

第三十八条　国家試験を受けようとする者は、様式第十五による受験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、前条第一号から第三号までの各号の一に掲げる者であつて、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものは、当該各号に該当する者であることを証する書面（以下「書面」という。）を添附しなければならない。ただし、その試験の直前の連続三回のいずれかの試験の申請において書面の添附をした者は、書面の添附を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

令第一条の二第九号ホ又はヘに掲げる航空機用機器	統合表示装置国家試験
令第一条の二第九号トに掲げる航空機用機器	航法用電子計算機国家試験
令第一条の二第十号に掲げる航空機用機器	レーザージャイロ装置国家試験
令第一条の二第十一号に掲げる航空機用機器	回転翼航空機用トランスミッション国家試験
令第一条の二第十二号に掲げる航空機用機器	ガスタービン発動機制御装置国家試験

（試験科目の免除）

第三十七条　［略］

一　学校教育法若しくは旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、学校教育法による高等専門学校又は経済産業大臣がこれらと同程度以上と認めて指定した学校において航空工学を専修して卒業した者にあつては、発電機及びレーザージャイロ装置の各国家試験以外の国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

二　前号に規定する学校において電気工学又は電子工学を専修して卒業した者にあつては、発電機及び航法用電子計算機の各国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

三　［略］

四　第一号に規定する学校において機械工学又は精密工学を専修した者にあつては、発電機、統合表示装置、航法用電子計算機及びレーザージャイロ装置の各国家試験以外の国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

五・六　［略］

（受験手続）

第三十八条　国家試験を受けようとする者は、様式第十五による受験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、前条第一号から第四号までの各号の一に掲げる者であつて、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものは、当該各号に該当する者であることを証する書面（以下「書面」という。）を添附しなければならない。ただし、その試験の直前の連続三回のいずれかの試験の申請において書面の添附をした者は、書面の添附を省略することができる。